

令和7年 第1回定例会

中空知広域水道企業団議会 定例会 議事録

令和7年第1回 中空知広域水道企業団議会 定例会

令和7年2月28日（金） 滝川市役所10階議会議場

午前10時00分 開 会

午前10時39分 閉 会

○議事日程

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 会期の決定

日程第3 行政報告

日程第4 報告第1号 例月現金出納検査報告について

日程第5 議案第1号 令和7年度中空知広域水道企業団水道事業会計予算

議案第3号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第2号 中空知広域水道企業団議会個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第4号 監査委員の選任について

○出席議員 13名

1番 寄 谷 猛 男 君	2番 好 川 章 君	3番 藤 田 哲 也 君
4番 堀 重 雄 君	5番 柴 田 文 男 君	6番 多比良 和 伸 君
7番 沢 田 広 志 君	8番 是 枝 貴 裕 君	9番 高 田 浩 子 君
10番 本 田 加津子 君	11番 松 井 敬 道 君	12番 森 岡 新 二 君
13番 星 厚 早 君		

○欠席議員 0名

○説 明 員	企 業 長	前 田 康 吉 君	副企業長	飯 澤 明 彦 君
	副企業長	柴 田 一 孔 君	副企業長	三 本 英 司 君
	参 与	中 島 純 一 君	監査委員	宮 崎 英 彰 君
	監査委員	山 口 俊 哉 君	企業局長	原 田 暢 裕 君
	監査事務局長	前 田 昌 敏 君	営業課長	田 村 拓 也 君
	工務課長	吉 尾 一 彦 君	滝川営業所長	辻 本 一 浩 君
	砂川営業所長	岩 崎 賢 一 君	歌志内営業所長	佐 渡 憲 博 君
	奈井江営業所長	加 藤 一 之 君	営業課課長補佐	澤 田 忠 信 君
	工務課課長補佐	金 瀧 靖 次 君		
	工務課係長	山 口 祥 弘 君	工務課係長	佐 藤 純 平 君
	営業課係長	池 田 茂 喜 君	営業課主任主事	松 本 憲 英 君
	営業課主事	吉 澤 圭 祐 君	工務課主任級技師	佐々木 颯 太 君

○会議事務従事者 議会事務局長 下 道 くみこ 君
事務局書記 中 易 千 春 君

◎開会・会議宣言		開会 午前10時00分
○議	長	ただいまより、令和7年第1回中空知広域水道企業団議会定例会を開会いたします。
○議	長	ただいまの出席議員数は13名であります。 よって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
○議	長	発言は質問席で行い、討論は演壇で行うこととします。
○議	長	日程第1 「会議録署名議員指名」を行います。 会議録署名議員は、議長において5番柴田議員、8番是枝議員を指名いたします。
○議	長	日程第2 「会期の決定」を議題とします。 お諮りします。今定例会の会期は、本日の1日間としたいと思います。 これにご異議ありませんか。
○議	長	(異議なしの声あり)
○議	長	ご異議なしと認めます。 よって、会期は1日間と決定しました。
○議	長	日程第3 「行政報告」を行います。 行政報告を求めます。 (企業長挙手)
○議	長	企業長。
○企 業	長	本日、令和7年第1回中空知広域水道企業団議会定例会を招集させていただきました。議員の皆様にご出席をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。 行政報告でございますが、詳細につきましては、お手元に資料として配布いたしております印刷物をお目通しいただきたいと思います。1点につきまして、口頭でご報告させていただきます。 水道水の供給状況でございます。令和6年11月分から令和7年1月分までの有収水量につきましては、134万2,552立方メートルとなり、令和5年度における同期間の有収水量と比較いたしますと、98.76パーセントとなっております。 口頭での報告につきましては以上でございますが、本議会における報告及び議案等につきまして、後ほどご説明申し上げますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
○議	長	これより質疑に入ります。質疑ございますか。 (なしの声あり)

○議	長	質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。
○議	長	これをもちまして、行政報告を終わります。
○議	長	日程第4 報告第1号「例月現金出納検査報告について」を議題とします。 「例月現金出納検査報告について」は、監査委員より別途配布の報告書のほか、特に説明がない旨の申出がありました。
○議	長	これより質疑に入ります。質疑ございますか。 (なしの声あり)
○議	長	質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。
○議	長	報告第1号は、報告済みといたします。
○議	長	日程第5 議案第1号「令和7年度中空知広域水道企業団水道事業会計予算」及び議案第3号「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」の2件を一括議題といたします。
○議	長	提案理由の説明を求めます。 (企業長挙手)
○議	長	企業長。
○企 業	長	令和7年第1回中空知広域水道企業団議会定例会の開会に当たり、新年度予算案の大綱についてご説明を申し上げます。 本予算においては、当企業団の水道事業経営の基本である「水道事業ビジョン」などの各種計画に基づき予算編成を行いました。コロナ禍を乗り越え社会経済活動の正常化が進展する一方、燃料価格の高騰や食料品をはじめとした物価上昇を背景に急速にコスト上昇圧力が高まっています。また、令和6年度からは水道行政の所管が厚生労働省から国土交通省に移管されるなど、水道行政を取り巻く経営環境は、この数年で大きく変化をしております。更には、引き続き給水人口の減少に伴う給水収益の減少傾向の中、当企業団の経営環境は厳しさを増していますが、住民の皆様に安全で安心な水を安定してお届けすることが水道事業者としての使命であり、当企業団職員一人一人が生活インフラを守る重要な役割を担っていることを改めて強く自覚するとともに、限られた財源を効果的に活用しながら事業を推進してまいります。昨今、全国的に水道施設や管路等の老朽化による事故が多発し、施設の更新需要の増大が喫緊の課題とされています。加えて、昨年元日に発生した能登半島地震に伴う大規模・長期間にわたる断水被害など激甚化する自然災害への備えも求められ、当企業団におきましても、構成団体や関係機関等と連携を図りながら、保有資産の更新及び改修等を計画的に進め、住民の皆様の安全な暮らしの維持に努めるという水道事業者としての責務を果たして

		まいります。 令和7年度予算における主な内容としましては、収入の根幹となる給水収益については、前年度比0.2パーセント程度の減となる14億5,565万円を見込み、施設整備費については、良質な水づくりが持続し、水道利用者に安定供給できるよう、各地区合計30か所、4,299メートルに及ぶ配水管整備を行うほか、2か年事業として債務負担行為で定め、2か年目となる浄水場受変電設備更新工事をはじめとする3か所の施設整備を行う予定であります。 それでは、はじめに、収益的収入及び支出について申し上げます。 収入では、営業収益を15億4,788万円、営業外収益を1億3,662万円計上し、総額16億8,450万円を見込んだところであります。 支出は、営業費用を15億8,098万円、営業外費用を7,108万円、特別損失32万円、予備費を280万円計上、支出総額16億5,518万円を見込んでおり、収支差引としては2,932万円となる見込みであります。 次に資本的収入及び支出について申し上げます。 収入では、企業債を1億5,000万円、出資金を813万円、国庫補助金を2,013万円、補償金を469万円計上し、収入総額1億8,295万円を見込んだところであり、支出は、建設改良費を7億8,799万円、企業債償還金を3億7,428万円、予備費を200万円計上し、支出総額11億6,427万円を見込んでおり、資本的収入が資本的支出に対して不足する額9億8,132万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額等をもって補填することとしています。 以上、令和7年度水道事業の予算大綱について申し上げましたが、詳細につきましては、担当よりご説明申し上げますので、住民の皆様、企業団議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、慎重なご審議をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。 (企業局長挙手)
○議	長	局長。
○局	長	議案第1号「令和7年度中空知広域水道企業団水道事業会計予算」についてご説明申し上げます。 予算書の1ページをお開き願います。第1条は、総則でございます。 第2条は、業務の予定量でございます。総給水量541万3,000立方メートル、1日平均給水量1万4,829立方メートル、給水戸数3万65戸を予定しております。主な建設改良事業につきましては、配水管更新工事及び浄水場設備更新工事などの施設整備費としまして6億3,255万4,000円、水道メーターの新設及び交換に要する量水器費としまして1億3,744万円を予定しております。 第3条は、「収益的収入及び支出」でございます。「収入」では、第1款、水道事業収益、第1項、営業収益から第3項、特別利益までの合計で16億8,449万7,000円を予定しております。「支出」では、第1款、水道事業費用、第1項、営業費用から第4項、予備費までの合計で16億5,518万1,000円を予定したところでございます。 第4条は、「資本的収入及び支出」でございます。「収入」では、第1款、資本的収入、第1項、企業債から第4項、補償金までの合計で1億8,295万1,

	000円を予定したところでございます。 2ページをお開きください。「支出」では、第1款、資本的支出、第1項、建設改良費から第3項、予備費までの合計で11億6,427万4,000円を予定したところでございます。 1ページにお戻り願います。第4条の文中にありますように、資本的収入が資本的支出に対し不足する額9億8,132万3,000円については、当年度、損益勘定留保資金などで補填したいとするものでございます。 再度、2ページをお開きください。第5条の企業債では、起債の目的とする施設整備事業の財源としまして、1億5,000万円の借入を限度額と定めるほか、起債の方法、利率、償還の方法について定めるものでございます。 第6条は、一時借入金の限度額を2億1,000万円と定めるものでございます。 第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用でございますが、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合、及び営業費用と営業外費用の経費の流用について、できることを定めるものでございます。 第8条は、議会の議決を経なければ、流用することのできない経費を職員給与費2億3,159万2,000円及び交際費10万円と定めるものでございます。 第9条は、たな卸資産の購入限度額を6,977万5,000円と定めるもので、量水器費の購入費でございます。 3ページをお開きください。「予算実施計画」でございます。3ページは「収益的収入及び支出」4ページは「資本的収入及び支出」でございます。詳細につきましては、予算明細書でご説明申し上げますので、お目通し願います。 5ページをお開きください。「キャッシュフロー計算書」でございます。令和7年度期末の資金残高は、11億5,935万6,000円を予定しております。 次に6ページから9ページまでは、所定の様式によります「給与費明細書」でございますのでお目通し願います。 会計年度任用職員を除く職員数については、令和6年度と同じく23名を予定しております。 11ページをお開きください。債務負担行為に関する調書」でございますので、お目通し願います。 12、13ページについては、「令和7年度予定貸借対照表」で利益剰余金につきましては、13ページ下から4段目になりますが、期末で15億5,237万4,000円を予定しております。 14、15ページについては、「令和6年度予定貸借対照表」でございましてお目通し願います。 16ページをお開きください。「令和6年度予定損益計算書」でございましてお目通し願います。 17ページに移りまして「予算明細書」です。主なものについてご説明申し上げます。「収益的収入及び支出」の「収入」でございます。 1款、水道事業収益、1項、営業収益、1目、給水収益14億5,564万8,000円については、前年比0.2パーセントの減で見込んでおります。 2目、受託工事収益、3目、その他営業収益については、特段申し上げることはございません。 2項、営業外収益、2目、負担金、前年比6.1パーセントの減については、利用者の減少傾向に伴う福祉減免対象件数の減により、構成市町からの福祉減免分負担金が減となったことなどによるものです。 3項、特別利益については特段申し上げることはございません。
--	--

18ページをお開き下さい。「支出」でございます。1款、水道事業費用、1項、営業費用、1目、議会及び監査費につきましては特段申し上げることはございません。

2目、原水及び浄水費3億5,918万8,000円については、主に浄水場の運転管理に係る経費ですが、前年比6.2パーセントの増となりましたのは、浄水場及び増圧ポンプ場電気料金の見込み増などによるものでございます。

19ページに移りまして3目、配水及び給水費1億4,442万8,000円については、前年比5.9パーセントの増で、配水センター電気料金の見込み増、2か年目となる歌志内第一配水池改修工事に伴う工事請負費の増などが主な要因でございます。

4目、受託工事費につきましては特段申し上げることはございません。

20ページをお開き下さい。5目、業務費1億6,061万8,000円については、水道料金の賦課徴収に係る人件費及びメーター検針委託料などの経費でございます。

6目、総係費6,868万5,000円については、総務担当の人件費及び各営業所設置に対する負担金などの経費ですが、法改正に伴うシステム改修委託料の増が前年比増となった主な要因でございます。

21ページに移りまして、7目、減価償却費、8目、資産減耗費につきましては特段申し上げることはございません。

2項、営業外費用、3項、特別損失、4項、予備費につきましても、特段申し上げますことはございません。

22ページをお開き願います。「資本的収入及び支出」について、ご説明申し上げます。最初に「収入」でございます。1款、資本的収入、1項、1目、企業債1億5,000万円については、前年と同額を見込んでおります。

2項、出資金、3項、国庫補助金、4項、補償金については、いずれも対象となる工事により前年比増又は減となるものでございます。

23ページに移りまして、「支出」でございます。1款、資本的支出、1項、建設改良費、1目、施設整備費、6億3,255万4,000円については、前年比6.7パーセントの減で、工事請負費の減が主な要因でございます。なお、工事請負費の内訳は、説明欄に記載しておりますのでお目通し願います。

2目、量水器費につきましては特段申し上げることはございません。

24ページをお開き願います。3目固定資産取得費、1,799万6,000円については、ホイールローダーなどの購入費でございます。

2項、企業債償還金につきましては、特段申し上げることはございません。

補助金返還金の皆減につきましては、補助金交付要綱に基づいた仕入控除税額相当額の国庫補助金返還金の減でございます。

25ページには、財務諸表における会計処理の基準及び手続きを明確化した注記表でございます。

以上で議案第1号「令和7年度中空知広域水道企業団水道事業会計予算」についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第3号「企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

この議案は令和6年人事院勧告を受けて、令和6年12月25日「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、企業職員の手当等の改正を行いたいとするものであり、また、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、「地方公務員の育児休業等に関す

		る法律の一部を改正する法律」が令和7年1月8日に公布され、令和7年10月1日から部分休業制度が拡充されることに伴い、当該法改正に基づく所要の整備を行うため、関係条例を改正したいとするものであります。 改正の内容につきましては、議案第3号参考資料新旧対照表をご覧ください。 第2条は「給与の種類」についての規定ですが、第3項において手当の種類に管理職員特別勤務手当を新たに加えたいとするものでございます。 第5条は「扶養手当」についての規定ですが、第2項第1号にある配偶者に対する手当を廃止し、第2号以下を順次繰り上げるものでございます。 第13条の2第1項は新たに設ける「管理職員特別勤務手当」についての規定ですが、管理監督職員が「臨時又は緊急の必要」により「週休日」に勤務をした場合は、管理職員特別勤務手当を支給するものであります。 第13条の2第2項は、管理監督職員が「臨時又は緊急の必要」により「平日の深夜」に勤務をした場合は、管理職員特別勤務手当を支給するものであります。 第17条第2項は部分休業について、現行の「1日につき2時間を超えない範囲内の形態」に加え「1日単位」での取得を可能とする制度拡充に伴い法制執務に関わる所要の文言を整理するものであります。 次に、附則についてでございますが、第1項は施行期日です。この条例は、令和7年4月1日から施行したいとするもので、ただし、第17条第2項については地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行日である令和7年10月1日から施行したいとするものであります。 第2項は扶養手当に関する経過措置についてですが、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、この条例の施行後に「職員の扶養を受けている配偶者」に対して扶養手当を支給する経過措置であります。 以上、議案第3号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
○議	長	説明が終わりました。 これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。 (高田議員挙手)
○議	長	高田議員。
○高 田 議 員		それでは質問させていただきます。2点質問がございます。まず、1点目といたしまして予算書18ページ、収益的収入及び支出明細書の支出第1款水道事業費用、第1項営業費用、第2目原水及び浄水費について、先ほどの提案説明で、前年比2,102万4,000円、6.2パーセントの増となった主な要因は、動力費の電気料金増などによるものとのことでしたが動力費のみの上昇なのか、内訳の詳細について伺いたいと思います。 そして2点目、同じく予算書20ページ、第5目業務費についてであります。前年比989万9,000円、6.6パーセントの増になった要因について伺います。以上2点、第1回目の質問とさせていただきます。
○議	長	答弁を求めます。 (議長の声あり)

○議 長	工務課長。
○工 務 課 長	予算書18ページの原水及び浄水費についてご質問ありましたので、それについてお答えいたします。ご質問の内容は、増加した分が動力費のみなのか詳しく内訳を伺いたいということでございましたので、大きく上昇した科目2点について申し上げたいと思います。 1点目は動力費で、浄水場、歌志内第1及び第2ポンプ場の高圧電気料金において、燃料調整単価、再生エネルギー賦課金の上昇に伴い1,535万円の増となっております。2点目につきましては委託料でございまして、浄水場運転管理ほか業務委託で1,037万1,000円の増を始め、その他浄水場施設を中心とした保守管理系の業務委託12件で288万3,000円の増となっておりますが、一方で前年計上していました水利権申請図書作成委託業務695万2,000円の減に伴い、結果として630万2,000円の増となったところでございます。 (議長の声あり)
○議 長	営業課長。
○営 業 課 長	2点目、業務費の前年と比較して増となった主な要因についてでございます。3点ございます。まず1点目が、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の報酬及び手当の増、2点目が、昨年10月1日に値上げになりました郵便料、それに伴います通信運搬費の増、3点目が、来年パソコンの入れ替えを予定しておりますが、それに伴います委託料の増、この3点が主な要因となっております。
○議 長	答弁が終わりました。再質疑ございますか。 (高田議員挙手)
○議 長	高田議員。
○高 田 議 員	それでは再質問させていただきます。まず2点目についてであります。人事院勧告、郵便料金、そしてパソコンの入れ替えに伴う増だとわかりました。1点目について、主なものとして動力費と委託料という話がありました。業務委託の予算でなぜ1,000万円もの増額になったのか伺います。
○議 長	答弁を求めます。 (議長の声あり)
○議 長	工務課長。
○工 務 課 長	浄水場運転管理ほか業務委託が前年比で1,000万円もの増額となったのかその理由でございますが、委託料1億8,645万9,000円のうちの約9割弱にあたる1億6,117万9,000円が「浄水場運転管理ほか業務委託」に係る経費となり、前年1億5,080万8,000円から1,037万1,000

		0 円の増額となっております。この委託の業務内容といたしましては、浄水場を始めとした取水、浄水、送水、配水施設の機械電気設備等を安定的に稼働させるため、設備の運転操作監視、保守点検、水質検査を実施するとともに、浄水処理に不可欠な薬品の調達業務、施設修繕や消耗品の交換等の、いわば包括的な業務委託であり、増額の主な要因としましては運転管理に係る人件費等でおおよそ 6 パーセント、また施設の修繕費につきましては約 20 パーセントの増が挙げられまして、結果的に 1, 037 万 1, 000 円の増となったところでございます。
○議	長	再質疑ございますか。 (高田議員挙手)
○議	長	高田議員。
○高 田 議 員		全体的に物価高騰の影響、そして劣化等の影響が大きいということがわかりました。予算にあたり、今後も何が必要で何が削減できるのか、適切に判断して進めていただきたいと思います。
○議	長	他に質疑ございますか。 (なしの声あり)
○議	長	質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結します。
○議	長	これより一括討論にはいります。討論ございますか。 (なしの声あり)
○議	長	討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。
○議	長	これより、議案第 1 号及び第 3 号の 2 件を一括採決します。 本案をいずれも可決することにご異議ございますか。 (異議なしの声あり)
○議	長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 1 号及び議案第 3 号の 2 件は、いずれも可決されました。
○議	長	日程第 6 議案第 2 号「中空知広域水道企業団議会個人情報保護条例及び個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
○議	長	提案理由の説明を求めます。

		(企業局長挙手)
○議	長	局長。
○局	長	ただいま上程されました議案第２号「中空知広域水道企業団議会個人情報保護条例及び個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。 この議案は、懲役及び禁錮を廃止して拘禁刑を創設し、受刑者の処遇内容等を定めることなどを目的として令和４年６月１７日に公布された「刑法等の一部を改正する法律」及び、令和６年６月７日に公布された「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」がそれぞれ施行されることを踏まえ、当該法改正に基づく所要の整備を行うため、関係条例を改正したいとするものであります。 改正の内容につきましては、議案第２号参考資料新旧対照表をご覧ください。 第１条関係の中空知広域水道企業団議会個人情報保護条例の一部改正では、第５２条から第５４条まで、第２条関係の個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正では、２ページにあります附則の第５項につきまして、刑法等の一部を改正する法律に伴い「懲役」をそれぞれ「拘禁刑」に改めるものでございます。 また、第１条関係の第２条第１０項、第１２条第５項及び第４７条につきましては、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律に伴い、法制執務に関わる所要の文言整理を行うものでございます。 次に、附則についてでございますが、第１項は施行期日です。この条例は、刑法等の一部を改正する法律及びデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律、それぞれの施行の日から施行したいとするものであります。 第２項、第３項は、罰則の適用等に関する経過措置について、第２項では、この条例の施行前にした行為の処罰については、従前の例によとし、第３項では、この条例の施行後にした行為について、他の条例の規定により「なお従前の例による。」「なお効力を有する。」または、「改正前若しくは廃止前の条例の規定の例による。」との経過措置により罰則を適用する場合に、改正前の刑法に規定する「懲役」または「禁錮」が含まれるときは、当該「懲役」又は「禁錮」はそれぞれ刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とするものであります。 以上、議案第２号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
○議	長	説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ございますか。 (なしの声あり)
○議	長	質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。
○議	長	これより討論に入ります。討論ございますか。

		(なしの声あり)
○議	長	討論なしと認めます。 これにて討論を終結いたします。
○議	長	これより、議案第2号を採決します。 本案を可決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
○議	長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号は可決されました。
○議	長	日程第7 議案第4号「監査委員の選任について」を議題とします。
○議	長	提案理由の説明を求めます。 (企業長挙手)
○議	長	企業長。
○企 業 長		ただいま上程されました、議案第4号「監査委員の選任」につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。 当企業団監査委員、宮崎英彰氏が、令和7年5月28日で任期満了となりますことから、引き続き同氏を選任いたしたく、中空知広域水道企業団規約第11条第3項の規定に基づき、同意を求めるものでございます。同氏の略歴を添付しておりますので、お目通しをいただきたいと思います。 以上で説明を終わりますが、選任同意につきまして、よろしくお願い申し上げます。
○議	長	説明が終わりました。 これより質疑に入ります。質疑ございますか。 (なしの声あり)
○議	長	質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結します。
○議	長	これより討論に入ります。討論ございますか。 (なしの声あり)
○議	長	討論なしと認めます。 これにて討論を終結します。
○議	長	これより、議案第4号を採決します。

○議	長	本案についてこれに同意することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
○議	長	ご異議なしと認めます。 よって、本案はこれに同意することに決定しました。
○議	長	以上をもちまして、本定例会に提案されました議案の審議は全て終了しました。
○議	長	これをもちまして、令和7年第1回中空知広域水道企業団議会定例会を閉会します。お疲れ様でございました。

上記会議録の顛末は誤りがないので、ここに署名する。

中空知広域水道企業団議会 議長

中空知広域水道企業団議会 議員

中空知広域水道企業団議会 議員